

《高額療養費制度のお知らせ》

「限度額適用認定証・食事療養標準負担限度額適用認定証」のお手続きをお勧めします。

窓口で支払う医療費負担額が軽減される場合があります。

※所得により負担軽減にならない場合もございますので、ご了承下さい。

医療費負担額 <70歳未満の方>

適用区分	対象者	自己負担限度額（月額）	多数該当※
区分 ア	年収：約 1,160 万円～	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%	140,100 円
区分 イ	年収：約 770 万円～約 1,160 万円	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%	93,000 円
区分 ウ	年収：約 370 万円～約 770 万円	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%	44,400 円
区分 エ	年収：～約 370 万円	57,600 円	44,400 円
区分 オ	市区町村民税の非課税の方など	35,400 円	24,600 円

医療費負担額 <70歳以上の方>

	適用区分	対象者	自己負担限度額（月額）	多数該当※1
現役並み	現役並みⅢ	課税所得：690 万円以上	252,600 円+（総医療費-842,000 円）×1%	140,100 円
	現役並みⅡ	課税所得：380 万円以上	167,400 円+（総医療費-558,000 円）×1%	93,000 円
	現役並みⅠ	課税所得：145 万円以上	80,100 円+（総医療費-267,000 円）×1%	44,400 円
一般	—	課税所得：145 万円未満	入院：57,600 円・外来：18,000 円 （年間上限 144,000 円）	44,400 円
住民税	区分Ⅱ（低Ⅱ）	住民税非課税世帯	入院：24,600 円・外来：8,000 円	—
非課税	区分Ⅰ（低Ⅰ）	住民税非課税世帯 （年金収入 80 万円以下など）	入院：15,000 円・外来：8,000 円	—

※1 多数該当について

診療月を含む直近 1 年間に、3 回以上高額療養費の支給を受けている場合（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した月を含む）、4 回目からは自己負担限度額が軽減され、これを多数該当と言います。

お食事代の負担限度額

対象者		1 食の金額
一般	—	460 円
区分Ⅱ（低Ⅱ）・区分オ	入院期間 90 日以内	210 円
	入院期間 90 日超※2	160 円
区分Ⅰ（低Ⅰ）	—	100 円

※2 1 年間に入院日数が 90 日を超える場合対象となり、改めて申請手続きが必要となります。

<限度額認定証を使用する際の注意点>

- ・保険外の負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は、別途お支払いが必要です。
- ・1カ月単位（1日から末日）での計算となります。月を跨ぐと再度、自己負担限度額が発生します。
- ・医療機関ごと、入院と外来（通院）・医科と歯科は分けて計算となります。

《手続きに関するお知らせ》

- お手続きは、ご本人様又はご家族様でお願い致します。
- ご入院された月内に申請手続きをお済ませ頂くようお願い致します。
- 翌月申請の場合は、入院月の医療費についてはご本人により各保険者での償還払い手続きをして頂きます。

	<国民健康保険>	<社会保険>
保険種類	・国民健康保険（土建も含む） ・後期高齢者医療保険	・組合健康保険 ・共済組合健康保険 ・全国保険協会など
申請場所	・国民健康保険・後期高齢者医療保険 ⇒各役所の担当窓口 ※担当課は市区町村で異なりますので役所にてご確認をお願いします。 ・土建組合 ⇒加入している土建組合の支部	・各保険組合 ・各共済組合 ・協会けんぽ都道府県支部 ・その他 加入保険者 ※通常、勤務先の総務課で代行申請が可能ですので一度ご確認下さい。
申請に必要なもの	① 健康保険証・② 印鑑 ※各保険者にてご確認下さい。	

申請手続き後、「限度額適用認定証・食事療養標準負担額認定証」が発行されます。

お手元に届きましたら、当院の2F入院サポートセンターまたは1F（8A）入退院会計窓口にご提示をお願い致します。高額療養費制度の適用は、認定証確認後より開始となりますので、予めご了承下さい。

ご不明な点、その他 医療費の相談がございましたら医療相談窓口（8B）にてご相談下さい。